

第 1 1 回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成 1 8 年 1 2 月 5 日 ( 火 )

午後 3 時 ~ 午後 5 時 3 0 分

新宿区役所 大会議室

議 事

- 1 基本構想審議会骨子案の構成について
- 2 基本構想の基本理念・めざすまちの姿について
- 3 基本計画の施策体系について
- 4 その他

卯月会長 お待たせしました。ただいまより第11回新宿区基本構想審議会を開催いたします。

本日の審議会は、午後5時半までの予定になっておりますので、議事進行としてよろしくご協力をお願いいたします。

本日の出席委員は23名で、委員の半数以上の方にご出席をいただいております。新宿区基本構想審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

さて、本日は今までの分野別の審議及び二つのグループに分れましたが、グループでの審議をもとに、起草部会において再度まとめました骨子案の審議を行いたいと思います。

それでは始めに事務局から本日の配付資料の確認をさせていただきます。

事務局 それでは資料の確認をさせていただきます。

本日はすべて机上配付とさせていただきます。ちょっと厚いのもございますし、部数もございます。確認させていただきます。

まず次第がありまして、そして資料1としまして、厚い冊子がございます。そちらは骨子案として今回出させていただきますけれど、ページの振り方としまして頭に奇数というふうに振っておりますので、途中、図面等の裏側が白紙になってる場合もございますが、その部分はページを含めた形でくくっております。

そのあと、参考資料といたしまして、参考資料1「基本構想骨子(案)の構成」という1枚紙のA4版の紙でございます。そして参考資料2といたしまして、「基本計画と都市MPの総合化メモ」、こちらもA4版横ですけれども、1枚紙でございます。そして参考資料3といたしまして、カラー刷りでございます、A4横になっております施策体系の修正についてという参考資料3でございます。それと参考資料4といたしまして、A4縦、「基本構想 基本計画・都市マスタープランの今後の策定手順(予定)」というのがございます。そして、A4横の冊子でございますが、骨子案資料ということで、「区民会議提言と骨子案との対応関係整理リスト」、これまだ、未定稿ということがございますけれども、これは区民会議の提言の内容を小項目ごとにまとめまして、その具体的な提案内容と、その内容を骨子案として基本構想審議会骨子に盛り込んだ小項目の趣旨の対応を記載してございます。こちらにつきましては小項目の前として、考え方を載せさせていただきますけれども、参考といたしまして、右側の方に、現時点での区の対応方法、受けとめ方を記載してございます。

具体的なものにつきましては、今後、審議会答申のあとに、新宿区が行います実施計画、または予算要求の段階で検討することになります。ですから現時点で財源等を考慮してない形での、区の受けとめ方でございます。これもまだ未定稿ということをお願いしたいと思います。そしてこのあとに、基本構想審議会意見提出カードが10の1と、10の2というふうに2名さまからちょうだいしております。そして参考資料といたしまして、第8回の基本構想審議会の会議録をお付けしてございます。

そして参考といたしまして、11月24日に第4回定例会で行われました「区長の就任にあたっての所信(要旨)」を参考という形で、配らせていただきます。今後、区長の4年間の区政の所信という形で、要旨という形で記載されておりますので、ご参考にとということです。

以上でございます。足りないもの、落丁等ございましたら事務局までお願いいたします。以上でございます。

卯月会長 ありがとうございます。それでは基本構想審議会が12月14日に示す骨子案というものについて、本日議論いたしますが、骨子案、細目が既に冊子になっております。これについて、どのような構成になっているかを私の方からまず説明させていただきたいと思います。

表紙の1ページをめくっていただきまして、骨子案の目次をご覧ください。骨子案は大きくまず第1番目に基本構想、それから2番目に基本計画と、それから都市マスタープラン、それが合わさったもの、それから3番目に区民と専門家によるチェックのしくみの創設の提案、4番目に区民会議提言と骨子案との対応関係整理リストというような構成になっております。

まず、もう1ページに移りまして、基本構想(骨子案)ということですが、まずトップに、このたび基本構想・基本計画・都市マスタープランが改定するに至った背景(案)が示されております。

2ページ、3ページ目に「基本理念」及び「めざすまちの姿」が書かれております。これについては、2番目の議題で詳細にお話をしたいと思います。さらにめくっていただきまして、「まちづくりの基本目標」、6本ございます。これは審議会の中で、今まで議論してきた内容を説明するものであります。

7ページ、「区政運営の基本姿勢」、これにつきましても、審議会の中で一度お示ししているものでございます。

大きな2番目といたしまして、基本計画・都市マスタープランということです。

まず、最初に基本構想と同じ内容の「めざすまちの姿」が9ページに述べられております。11ページからちょっと長いのですが、56ページまで、「めざすまちの姿」の地区版というんですかね。全区的なめざすまちの姿に対応する地区別のまちの将来像というようなものが書かれております。

そして17ページに「都市構造」、それから25ページ以降、「まちづくりの方針」ということで、先ほど申し上げました56ページまでが、いわゆる都市マスタープラン、いわゆる都市計画審議会の方で議論をしている内容が、ここに加わるという予定になっております。もう一度申し上げます。11ページから56ページまでが、都市計画審議会からのご提案の内容になっております。

57ページ、これは「個別目標」と書いてございますが、これは今回初めてご提示するものでございますが、ちょっと見ていただきたいと思いますが、先ほどまちづくりの基本目標が6本立てになっている形でお話いたしました。これはこの6つに別れている基本目標とともに、個別目標、これはの1、例えば「新しい自治の地平を切り拓くまち」、というものがございまして、この個別目標を説明するための資料になっています。

めざすまちの姿・状態、課題、施策、施策の体系で、我々がこれまで議論してきたものの体系が3の(2)というところに個別目標、基本施策、基本施策の具体的内容の例示、こういう形で提示されております。さらに4、5、6、と、各主体の主な役割、成果指標、関連する主な個別計画、いう形で、最終的にでき上がります基本計画は、まずこのような形で整備をされるイメージであるということでございます。また、4、5、6については、書かれておりませんが、全体のイメージがこのようになるということでご覧いただきたいと思っております。

個別目標は、現在21あげられておりますので、この57ページから21項目にわたって77ページまでですかね、の1から、最終的にはの3まで、21ページにわたって説明がされております。

この個別目標の修正案につきましては、議題3でまた詳細に報告いたしますので、位置だけ確認しておいていただければと思います。

さて、79ページ以降でございますが、これもこれまで審議会の中で、一回だけですかね、議論させていただいたリーディング・プロジェクトの内容についての議題です。大きく3つのリーディング・プロジェクトと、その進め方について書かれております。

さらに 85 ページ以降、これがこれまで主に審議会の中で議論してまいりました基本目標、個別目標、基本施策といった体系でございますが、これにつきましても、議題 3 におきまして詳細をお話したいと思えます。

これは参考資料 3、色刷りになっておりますが、この色刷りになっているものが白黒にここに振り込まれているわけでございます。

これが何ページかにわたりまして、さらに 89 ページ以降、再び都市マスタープランの内容になります。

先ほど「地区別のまちの将来像」というのが前の方にございましたが、ここでは「地区別のまちづくり方針」が、より具体的に図面を含めて載っております。これがまたかなり長く続きまして、131 ページまでですかね。131 ページまでこの地区別のまちづくり方針が続きます。

さらに最後になりますが、大きな といいたしまして、これも前回の審議会で提出させていただいた、今後のこの基本構想、基本計画を進めるに当たって、区民と専門家等によるチェックのしくみが必要であるという提案を審議会から出しましょうという形で、最終ページに盛り込まれております。

構成は以上になっております。

それでは、議題 1 についてご質疑あるかと思えますが、2 と関連いたしますので、2 についても、初めにご説明させていただきたいと思えます。

ただいまご説明いたしました骨子案の 2 ページと 3 ページを見ていただけますでしょうか。「基本理念」及び「めざすまちの姿」については、審議会の中でも議論いたしましたし、もちろん都市計画審議会の方でもご提言がありました。

先日、さらに議論をいたしまして、本日はこのような形で提示させていただくことになりました。ちょっと説明をいたします。

基本理念には大きく 3 つ掲げられております。ちょっと読んでみたいと思えますが、「区民が主役の自治をつくります。区政の主役は区民であり、区政のあらゆる局面において、区民の意志を尊重し、区民の意欲や創意工夫を生かしたまちづくりを進めます。また、区民の参画と協働により、それぞれの地域の個性ある生活や文化を重視して、豊かな地域社会をつくります。」

まず、一つ目には、これまで議論した中で、相当自治という問題について大きなウェイトが示されておりました。区民が主役であり、区民の創意工夫、あるいは意欲に基づいて

これからの新宿区を築いていこうということで、6本の基本目標の、中でもトップに自治というもので挙げておりますので、この基本理念につきましても、まず始めに、区民が主役である、これからはもっともっと自治を進めるんだと、行政との協働において進めるということを一番目に書くべき内容ではないかということでこれを掲げてあります。

もう一つは、さらに今回の基本構想、基本計画の中で一人ひとりの、当たり前なんですが、人間をもっともっと大事にする社会を築こうという視点が貫かれていると思います。一人ひとりを大事にするということは、逆に外国人の問題も今まで議論してまいりましたが、やはり多様性を重んじる、あるいは懐の深さと書いてございますけれども、2行目でございますが、「この多様性と懐の深さを積極的に捉え、区民一人ひとりが、互いの多様な個性を理解し合い、認め合うとともに、地域の一員として共に生きていく」。共生という言葉とか、多様性という言葉を生宿区の大きな理念にしてはどうか、ということであります。

さらに3つ目、これは、次の世代が夢と希望をもてる社会をめざしましょうと。「新宿の土地や歴史・文化などのまちの記憶を共有するとともに、今を生きる人だけではなく、次の世代も、夢と希望をもって、心豊かに生きることが出来る安定した社会をめざします。そして、次の世代にも引き継いでいくことができる、将来にわたって“持続可能な社会”を創っていきます」。

ここでは、言葉としては子どもという言葉は書いてございませんが、基本的には次の子どもの世代に負の遺産を残すのではなく、きちっと今まで受け継がれてきたものを歴史、文化、あるいは社会をきちっと次の世代に残していく、という子どもをかなり重視した切り口だと理解しております。

さらに、人間だけではなくて自然の問題、あるいは地球環境の問題を考えますと、次の世代に持続可能性というキーワードが一部にはわかりにくいという表現もございましたけれども、世界的見れば大変重要なキーワードになっておりますので、子どもとか、あるいは持続可能性といったことをこの3つ目に挙げております。

さらに、この文章のつくり方では、最終的に何々を目指します、何々をしますという形に基本理念とともに、我々審議会から提案になりますが、最終的には新宿区民の宣言、私たちはこうしますというような形の宣言風に文章を書いてはどうかという形で、このようにさせていただきました。

さて、次のページに、「めざすまちの姿」がございます。今申し上げました基本理念3つを踏まえて、やはり一つのキャッチフレーズといいますか、わかりやすい新宿ならではの

共通の目標、めざすまちの姿を築こうということで議論した結果、このようにさせていただきました。前回、私の会長案ということで、3つお出しいたしました、幾つか組み合わせる形で、一案になりました。

「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」、ということでございます。

まず、「『新宿力』で創造する」という言葉でございますが、これも賛否両論ございました。『新宿力』というのは一体何だかよくわからないというようなご指摘もございましたけれども、私といたしましてはこの『新宿力』というのはいったい何だというようなことをみんなで議論することから、まず始めてはどうか。多分『新宿力』という言葉で創造するのは、新宿に住んでいる方、あるいは働いている方、ここに集う多くの方々の人の持つ力というのが、第一義的にはあると思います。したがって、基本理念にございます、そこに集まる、新宿に集まる人たちの力を自治という形に変えて、何かを創り上げる。むしろ新宿区のめざすまちの姿を創る方法論、創る手法というようなものを「『新宿力』で創造する」という言葉に込めています。

もちろん人間の持つ力だけではなくて、新宿が今まで有してきました大きな自然や風土、歴史といったもの、あるいは『新宿力』を創り出してきたすばらしい文化というようなものがありますので、そういったことをもう一度、新宿に集まる人たちと再確認をし、新たに創造する、つくり上げていく、そういった非常にこう積極的なといいますか、こう明るい将来というのもちょっと変ですが、先に向かって行動する印象をこの言葉に込めております。点のあとの「やすらぎとにぎわいのまち」、これについてもたくさんの表現がもう20、30ぐらい、たくさん出されました。都市計画審議会の方から出されている「暮らしとにぎわい」というような表現も一案ございましたけれども、「くらし」というのは必ずしも「やすらぎ」というイメージではないというようなことで、「やすらぎ」という言葉と「にぎわい」という言葉、一見反するような言葉をうまく調和させる、融合させると、その方法を『新宿力』といったもので、みんなで考えていこうと、いうことはいかがでしょうかということ。すなわち、今まで生活都市新宿というのが、これまでの目標でございましたけれども、必ずしも生活都市というものだけではなく、もっと新宿が世界に情報を発信し、世界の中での都市という形で、イメージをつくっていくためにも、もう少しにぎわいのあり方、にぎわいをつくっていくという形の施策が都市計画審議会の方からも出ていると思いますので、ほっとするような、やすらぎのある部分と、もっと生き生きとしたにぎわいのある部分と、どんな形でこう地区別にあらわすのか、あるいは両方が時間軸であるのか、

この辺はわかりませんが、その両方を兼ね備えたまちをめざそうではないかという形で、このような形を取らせていただきました。もっと何と申しますか、長いというか、説明的な案もございましたけれども、まあなるべく短く、ふっと入ってくる方がいいのではないかという形で、ご提案をさせていただきました。ちょっと長い説明で申しわけありませんでした。

それでは、主に「基本理念」及び「めざすまちの姿」、それからこの骨子案の構成等につきまして、質問、それからご意見を受け付けたいと思います。

ご意見のある方、挙手をお願いいたします。

久保委員 具体的なことではなく、この基本構想の基本的な作り方というのを最初に質問したと思います。その点でお伺いしてみたい。新しいものができるというふうに自分も認識しているけれど、けれど、30万区民、この基本構想を読む能力がある、意欲のある区民が100%読んでいただくことが一番大事だと思うんですね。この区民に読んでいただくための工夫というのが何かあるのか、それがあつたら聞かせて、事務局なりどなたか皆さん、聞かせていただければ。例えばイラストとか、写真とか、その他の図案とか、いろんな表とか、そういうのを入れると、3分の1倍ぐらい増えちゃうかもしれない。でも読んでもらえるんなら、そういう書き方、考え方というのもやむを得ない。一番大事なのは区民に読んでいただけること。この視点でつくる必要があると思いますが、その点についてのお考え方をどなたか。

卯月会長 僕も全く同意見であります。ただ、編集上の工夫とかについては、まだ実は起草部会の中では議論しておりません。事務局で何か今の段階でお答えできるようなことがあつたら、お答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

事務局 今、ご指摘にもございましたように、これをいかに区民の方に読んでいただくかという問題については、例えば考え方をイメージ化する、そういうわかりやすく示すことが非常に大事になってくるだろうと思っています。実際に計画案をつくるときには、そういったイラスト、あるいは写真などといった工夫をさせていただきます。答申案の段階では、どれだけ読みやすいような形で工夫できるか、その辺は十分検討させていただきたい、そのように思っております。

卯月会長代理 ほかに。はい、安田委員。

安田委員 1、2、3ページに限ってでよろしいでしょうか。そうしますと3ページの「めざすまちの姿」という案がございますけども、前回もたしかAグループでの意見が



あったかと思いますが、会長案の3つの案というのがありまして、その中で前回出ましたメンバー、野尻さんの方からも同一意見があったかと思いますが、「わたしたちが創る子どもたちの未来、美しく持続可能なまち・新宿」と、これがよろしいのではないかという意見で進んだとは思いますが、なぜ故にこちらになったかをもう少しご説明いただければと思うんですけれども。

卯月会長　まさに悩ましいことをごさいます。

安田委員　と申しますのは、つけ加えて、子どもにできるだけ、いろいろ参画をお願いしていいんじゃないかという、またあると思うんですよね。そういうものを含めまして、やはり次世代というものをかなり意識する必要があるんじゃないかと思うんです。以上です。

卯月会長　おっしゃるとおり。起草部会の中でも議論が最終的にはまとまらず、私の方に任ずというような形で、今回出したのが正直なところです。私もこの前、安田委員と野尻委員からそういう意見が出たと、ずっと頭の中に残っておりまして、子ども、あるいは次世代ということについて、明るい何かを提示したいということで、最終的には基本理念の3番目のところで申し上げた、「次の世代が夢と希望をもてる社会をめざします」という、この表現はひょっとして変わるかもしれませんが、その部分にかなり子どもの部分を、むしろ込めた、それを受けて「めざすまちの姿」がでてきおりますので、子どものことを全く軽視ということではなしに、むしろ基本理念の方で掲げた方がよろしいのではないかと。これから最終的に、こういったものが外に出てくるときは、基本理念の3つと、「めざすまちの姿」がうまく図示されまして、この3つから一つが出ている体系を示していきたいと思っておりますので、そのような形で、今回はこのように提案させていただきました。

古沢委員　ちょっと小さいものなんでごさいます、2ページの基本理念のところでごさいます、基本理念のところの3番目にちょっと言葉を入れていただきたいという要望です。これはですね、「次の世代が夢と希望をもてる社会をめざします」。その下の2行目のところに、2行目の最後に、「心豊かに生きることができる安定した社会」、こういうふうにごさいます、心豊かに生きることができる」の後に、「平和で安定した社会」、「平和で」という言葉をぜひお入れいただきたいというのがお願いです。この間の平和のことにつきまして、いろいろとお願いをしたんですが、今回、出来上がった骨子案を拝見すると、77ページの基本施策の一番最後に入れていただいた。ただそれは基本目標ではなくて、それから「めざすまちの姿」の中にもありません。基本目標の説明の中にも

ありません。個別目標の中にもなくて、基本施策の中に一項目、入れていただいた。この点は大変感謝するわけですが、できましたらこの辺に簡単な言葉ですから、「平和で」という言葉をお入れいただいたらと思います。よろしくお願いします。

卯月会長 はい、わかりました。ほかにご提案、ご意見、いかがでしょうか。はい、野尻委員。

野尻委員 「基本理念」という文言でございますけれども、基本理念ということは、理念そのものが基本となる考え方でございますので、基本理念となると、ほかにもどんな理念があるのかなということになりますし、何で基本とつけるのかよくわからないんです。

卯月会長 基本という表現は、いらぬのではないかとということで、「理念」だけであるらしいという意味ですか。

野尻委員 はい。

卯月会長 わかりました。起草部会で承りたいと思います。議論したいと思います。ほかにもございませんか。沢田委員。

沢田委員 質問と意見と両方あるんです。まず質問の方ですが、1ページのところは改定の背景ということになっているんですけども、これの基本構想・基本計画・都市マスタープラン共通したものだということの、最も共通した認識の土台というか、一つだと思っただけですね。それでその中の二つ目のところは、我が国は今ということで、「人口減少」という言葉が3つ出てくるんですね。この中に、確かにその国全体としては、人口減少社会に突入したということが言われているんですが、都市マスタープランの議論のときに、都計審の方では、国全体がそうかもしれないけれども、ただ新宿区においては、今、人口は都心回帰ということでふえてきているのではないかと。だから国がそうだからといって、それだけ言ってたんではだめじゃないかと。新宿区の計画なんだからという意見が、学識の先生からも出まして、それで都計審の方の「まちづくりの視点」という資料が、その表現が変わったりしているんですね。ですから、そこところは、事実そういった都計審で言った意見も踏まえて、少し表現を変えるなりしていただいた方がいいのではないかなと思うんですけど、そこら辺のすり合わせとかはできているのでしょうか。

卯月会長 まだ出てきてませんね。これからしたいと思います。

沢田委員 それから意見なんですけども、基本理念、私は理念といういろんな理念があるので、やっぱりこの計画を貫く基本的な理念だということで、今までもこのように基本理念と言ってきたので、私は自然に受けとめたのですけれども、それで先ほど古沢委員

がおっしゃった意見に私もすごく賛成で、なかなかね、平和の問題をずっと言い続けてきて、やっと少しこう入ってきたなと思ってたんですけど、やはり今の基本構想の中でも、基本理念の中で一つの言葉として、「平和な社会」というのが少しずつですけども入っているんですね。だから、先ほどのご提案では、すごくああそうだなというふうに私は思いましたので、賛成したいと思います。

それと『新宿力』というのは、やっぱりちょっと説明をしなければならない言葉になってしまっていると思うんですけど、それが区民全体でもっと議論が結構深まって、それが新宿区民の、一般の区民の口から『新宿力』という言葉が出るくらいになってればいいなと思うんですけども、いまの時点ではどうなのかなという気もいたします。今はあれですか、最初の部分のところの意見ということで。

卯月会長 『新宿力』については、先ほどのお話ししましたように、賛否両論あるんだと思うんです。ただ私の感じでは、非常にわかりやすい、穏やかな言葉に落ちついてしまって、ぼんちこうページをめくっていただいちゃう基本構想、基本計画よりは、何だこれっていう目をとめていただいて、この意味というものをみんなで考える機会にするというのも、先ほどの久保委員のご指摘とともに、あっていい姿ではないかと思うんです。したがって、私としては今回、これを出させていただいて、もう一度、区民会議の中で大議論をしていただくことを踏まえて、また次の議論にしたいというふうに思っております。

卯月会長 他の委員の方、いかがでしょうか。はい、山添委員。

山添委員 一つは改定の背景の中に、こうずっと読んでいって、今のその日本の社会というか、新宿区もそうですけども、これをもう少し、次の世代を担う子どもたちの視点にしてね、こう変えていかなきゃならないというところが、ちょっと弱いような気がするんだよね。ですから、やっぱりその持続可能でもなきゃならないし、次の世代、次世代につなげていかなきゃならない。そういう大きなテーマだろうというふうに思うんですね。そういう意味では、ちょっとその改定の背景が弱いような気がします。それが1点です。それからもう一つは、背景のところ『新宿力』というやつです。僕もなかなか理解できないんだけど、すばらしい言葉と思うけども、次に出てくる「やすらぎとにぎわい」、これは非常に一般的なお話ですよ。だれもが使える言葉、これをどう結びつけるかというのは非常に難しい話だというふうに思うんですがね。ですからせっかく、前にすばらしい言葉を使ったので、もうちょっと後ろも工夫してもらった方がいい、後ろは手を抜いたなという気がするんだよね。その辺どうでしょうか。

卯月会長 改定の背景については、正直言ってそれほど起草部会でもきちっと議論はしておりませんので、「基本理念」及び「めざすまちの姿」を踏まえて、もう一度背景については議論をしたいと思います。おっしゃるとおり、次世代、子どもの問題も少し変えてもいいかなという印象は私もあります。

「『新宿力』で創造する」の後との関係はおっしゃるとおりですね。私も何時間か考えましたが、その「『新宿力』を創造する」というなんていうんですかね、ちょっと新しい雰囲気のまま、それに匹敵するような言葉をやろうという案もあったんですが、そうすると何だかさっぱりわからないんじゃないかというようなことも言われまして、ちょっと優しい言葉にしたという、ちょっとどっちつかずの部分もあったかもしれません。

成富会長代理 ちょっとそれに対して言うと、逆にもっとシンプルな方がいいんじゃないかと。つまりもっと生活文化、まちかな、というような意見もありました。そういう意見は何人が議論の中で出まして、要するに何をめざすのかというのは、要するに生活、文化、まちをしっかりとしていくことだということをシンプルにあらわした方がいいという、これ逆の意見もありまして、くらしとか、ただどういうくらしなのかといったときに、新宿らしさを二つ表現できるのかなということを出せば、「やすらぎとにぎわい」という意味合いになったのかなあと解釈してますが、多少そういう思いを込めた言葉ではあるんです。だからまあどこでも使えることは確かですし、そこで突飛な言葉を出すかどうかについては結構、いろんな議論があったところですね。はい、どうぞ。

山添委員 もう一つはね、やっぱりその新宿のまちってどうなるんだと、形がイメージできない、「やすらぎとにぎわい」だけではね。もう少しこう形ができると、中に入った方がより鮮明になるんじゃないかなあ、気がするんですね。これ僕の意見です。

卯月会長 今ですね、成富部会長の方から生活とか、文化とか、まちとかという言葉が出されたんですけど、それを私の印象だと、対象ですよ。生活とか文化、まちを対象にしましょう。でもそこに何の形容詞もついてないわけでありまして、文化と云ったら、もうだれも否定する人はいないと思うんですけども、じゃあどういう文化なんだと、どういう生活なのかといったときに、何かやっぱり共通になる形容詞をつけて、次の議論に進めたいというのがありましたので、「やすらぎ」、「にぎわい」という表現でなくてもいいんですが、何とか何とか、何とかという、こういう様子、状態をやはり何か伝えないと、山添委員ご指摘のような、「めざすまちの姿」にはならないだろうということで、議論をしてきましたので、もっと明確なまちの形が見えるようにという一方の意見もありましたが、

これはむしろ都市計画審議会の方からは、そういうご意見が何点か出たんですが、あんまりビジュアルなハードなイメージだけをやるのもという、また一方のご意見もあって、ここに落ちついたということです。ちょっと弁解ばかりで申しわけありません。

小宮委員どうぞ。

小宮(一)委員 小宮です。今のお話なんですが、『新宿力』というと、私67年生きてますが、『新宿力』ってなんだろうなという思いが正直なんですけどね。やっぱり世の中、いろんな考え方が変わってきてるんじゃないか。協働参画というのももちろんそうですけども、今までのその国土の開発という問題がやっぱり非常に見直されてきてる世の中になったのではないかなと。国の方でも例えば国交省はシーニック・バイウェイ・ジャパンというような考え方もありますし、環境省ではみどりのネットワークというようなことで、みどりというものは本当は何なのかというようなこと、国自体も政策がかなり転換してきてるんじゃないかなと思います。今の『新宿力』というと、単に今までその開発といいますが、にぎわいというのも新宿駅周辺を中心とした人間が、こう出てくるわけですけども、本当の豊かな社会というのは、やっぱり違うんじゃないかなというのが、私の考え方で、もう少しやっぱり具体的に何か表現があるんじゃないだろうかなと思うんです。

卯月会長 はいありがとうございます。鎌田委員。

鎌田委員 私も今のご意見で同様ですね。この基本理念の3つの中で、日本語というのはなかなか難しいんでね、一応、ご苦労なさって、こういうようにいろいろ表現されて、おおむね賛成なんですけれども、やはり今まで私たち区民会議、あるいは地区協議会等でもさんざん議論されている一つの根本的なキーワードというか、理念というのは、1ページの一番下の方にある、「今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区」、先ほど今おっしゃったように、それは人が集まる場所なり、通うなり勤める人たちの場所なり、それも場所によってはいろいろありますから、地域的に特性があると思うんですけれども。やはり我々、新宿区民としては、やはり基本的にその一つは、「安心して心豊かに住み続けられる」というのが、やっぱりキーワードになってくると思うんです。そこらのところの表現が、この基本理念の2番目なり、あるいは3番目の中に盛り込まれているのかなあというふうに私は思うんですけれども、もうちょっとその辺を、一般の人にも理解できるような、何か工夫なり、表現をひとつ欲しいと、こんなふうに私自身は思うんですけれども、以上です。

卯月会長 わかりました。はい、久保委員。

久保委員 「めざすまちの姿」の案に集中しているわけですがけれども、最初、「基本理念」が3つありますね。それから次のページに「まちづくりの基本目標」が6つありますね。この3つも、6つもすべて、この「めざすまちの姿」に入れたいのがみんなの気持ち。しかし一行で表現するとなったら、これはもう本当に難しい、しょうがないから『新宿力』という言葉で多くの思いを考えてもらうという会長の案。それは一理あると思うんですね。それで、とにかくこの3つと6つの思いを一言で表すことは出来ないけども、それに近づきたいわけですね。それで出ましたけども、次世代に夢と希望をもてるという思いを前から議論になってましたよね。僕も今の日本、そしてその中の新宿の若い人たち、むしろ今の日本の若い人たちに夢と希望を持たせなきゃ本当にいけないんだという思いを認識しています。だから、山添さんが言われたんだけど、「『新宿力』で創造する」という、考えてくれということで、そして『新宿力』には、もうあらゆる思いが入っているから、これはいいんだけど、後に平仮名がぼんぼん、ぼんぼんときちゃったから、何となくイメージできないんですね。ですから僕はこういうふうにしたらいいのかなあと思っています。「『新宿力』で創造する夢と希望のもてるまち」と、そして「夢と希望をもてる」というのは、若い人のことを指しているから、わざわざ次世代や若い人を入れる必要はない。「夢と希望をもてるまち」というのは、若い人への思いを表現しているんだということで、もう皆さんのをずっと聞いて、一理あるなと思いましたので、「やすらぎとにぎわい」って、何というか、感覚的にビジュアルではよくないと。平仮名がばっばつとでは。「夢と希望のもてるまち」というんだったら、漢字が入ってくるからいいことになる。

卯月会長 わかりました。ありがとうございます。ほかにございますか。大友委員。

大友委員 私はこれを見まして、ちょっと冠読みしたくなっただけですけども、「新たに宿りたくなる力を持つ新宿」という形ですね。新宿というまちは新しい宿場ができて、新宿、内藤新宿ができたわけです。やはりすごく若い人たちの流入がやはり多いまちなのかと。昭和40年代でも、やはり西口のところにいろいろフォークソングがあったりという、現代的なまちだったと思うし、今でも新宿のそういう魅力というのがあるわけですね。何かなというと、やはり皆さんが住んでも、それからそこに来てもというか、そういう意味では宿るというのが、宿という、宿るという表現で、そういう地域力が潜在的にあるんじゃないかなあということ、逆にいるんなこう『新宿力』ということ創造するという中でですね、私はそういうふうに思います。そういう点では、そこの中でどういうものがマッチしてるのかというと、やはり住めることと、それから集まれることという提案と、「や

すらぎとにぎわい」ということになるのではないかと思うんですけれども、非常に体制的なことを言ってしまったかもしれないんですが、そんなような感じをいたしましたけれど、これを見まして。

卯月会長 ありがとうございます。よろしいですか。「めさすまちの姿」の議論は、もうすべてにわたる議論なので、もっともっと受けてもよろしいんですが、ただ基本施策の方の問題もありますので、きょうはとりあえず、これにさせていただいて、この審議会のあと、起草部会がごございますので、いろいろ踏まえて、また我々議論させていただきたいと思います。

それでは議題3、「基本計画の施策体系について」ということで、もちろんこの骨子案の方にまた関連するところに戻っていただいても構いませんので、議題3の方に移らせていただきます。

参考資料3、色刷りの横書きになっておりますが、これについてご説明をさせていただきたいと思います。

これは先ほども申し上げましたとおり、今までの基本構想審議会の中での、この場での議論、それからグループ別での議論、すべて起草部会の中で、議論し、再整理をしたというものでございます。

まず、「まちづくりの基本目標」、6つございますけれども、 から について、成富部会長より、それから から につきましては私の方から説明をさせていただきたいと思います。それでは成富部会長お願いします。

成富会長代理 それでは、施策体系の修正について、参考資料3に基づきまして、修正点を述べさせていただきますが、一応、この資料は左側が前回、最初に出したたたき台で、今回修正案としてお出ししているのが右側でございます。修正案の方は、一応文言も含めまして、改定の部分、施策等が増えたりというところがたくさんありますが、これについて、赤い字で示しております。基本目標の中で個別目標の変更についてはオレンジの色がつけてあります。それ以外は黄色ということですが、オレンジの色のところには、個別目標、基本目標の修正部分で、あと赤字で全体、変えている部分です。そのようにご覧いただきたいと思います。それで基本施策について、一個一個、全部読むということはちょっとたくさんありますので、順次ご覧いただきながら、主に基本目標より個別目標レベル、基本施策で、いろいろ議論があった点、こういうところを中心に修正点を報告したいと思います。

まず、基本目標 1 に関する修正についてでございます。

これは「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」ということで、これに関しては、基本目標 1 ですね、そのたたき台では都市内分権と、それからコミュニティの部分がございますが、これは新たに再編成しまして、個別目標として、そうした内容を含むものを「コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち」という表現でもって、個別目標とすることにいたしました。

合わせて、3 に関してはオレンジになっておりません。表記を修正しまして、「参画と協働に基づく区政運営をすすめるまち」というように表現を変更しております。これに伴いまして、基本施策に関してもなり大きく再編成、あるいは追加、こうしたことを行っております。これについては、議論を踏まえたものということで、お読みいただければと思います。

それから基本目標 2 に移らせていただきます。

これは「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」ということでございますが、その 1 の個別目標 1 の表現でございますが、「一人ひとりが個人として尊重されるまち」というふうになっていたものを、「互いに尊重しあう」というふうに、まあお互いに一人では生きていけないというか、支え合うということも重要じゃないかというようなご意見もございまして、表現として「一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」というふうに変更に修正しております。

それからたたき台では、修正点はさきに言った 5 の 5 の 5 ですね。5 の個別目標、たたき台の方の 5 の 5 に、スポーツに関する項目がございました。これについては 4 の方にまとめるということで、この部分は削除しております。5 の方のスポーツの部分、5 の 5 ですね。これについては 4 の方にまとめて、まとめるという考え方で、たたき台からは削除した形に変更になっております。

それからちょっと戻りますが、3 の 3 ですが、「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」という個別目標でございますが、これに対して議論がございまして、教育ないし学校教育というふうに明示すべきではないかというご意見もございます。今回、個別目標ごとの立て方は、この 3 章に関しては、人の育ち、成長、子どもだけではなく一生涯の成長ということも含めて、人の成長というようなことを念頭におき、その成長に沿った目標というような形で、個別目標を設定しております。そういった表記とのバランスもあって、個別目標の表記そのものはたたき台どおりとさせていただきますが、ただし内



容的には赤い字になっておりますが、基本施策のレベルとしては、学校教育ということの議論を踏まえて、より明確に示していくというような形に修正しております。学校教育とか生涯学習とかという、その行政施策的な目標の立て方はしてないということで、先ほど申したように個別目標に載せるのは、このままたたき台どおりということになっております。

それと、基本施策の部分については、かなり文言の修正も含めて変更はございますが、このうち、前は3の に入っていた「次代を担う若者への応援」、これについても位置づけも含めて、もう一度その変えたらどうかというご意見がございました。子育ての方に入れたらどうかというご提言もございましたが、子育て、子育ての施策はそれ自体で一つまとまっておりますので、学校以降の人の暮らし、成長、その中での学びとか、そういったことも含めて、4の方に組み込むという形で修正をしております。

これは生涯学習も入っておりますが、将来にわたって、自らを高めるといふか、そういう趣旨のものをここにに入れていくということでございます。その中に「若者への支援」、そういったことを入れていくということで修正をしております。

それから次へまいりまして、基本目標 にかかる修正について、ご報告いたします。まず基本目標の表現でございますが、たたき台では、「だれもが質の高い、安全で安心な暮らしを実感できるまち」となっていたんですが、言葉の並びのおさまりが悪いといふか、むしろ安全で安心なということが、一番肝心だろうというようなご意見がございまして、そして、「だれもが」というのは、ここでは必要ないということで、取りまして、結果的には「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」というふうに修正させていただきました。

それから の2の個別目標、「だれもがいきいきと活躍できるまち」というふうに、たたき台ではなっておりましたが、この部分は基本施策の方を見ていただくと、住まいのこととか、そういったことも含めて、暮らしということもかぶさってきておりますので、「だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち」というふうに、「暮らし」という言葉を追加させていただきました。あとその住まいに関するものは、基本施策として、ここに位置づけ直すといふか、組み込んだ形になっております。これもいろいろと議論があった中で、たたき台とあまり変わっておりませんが、表記等が変わっていると思います。

それからたたき台では、 の2の個別目標、あとの方なんですけど、そこに「災害に備えるまち」というのが、 の方に入っております。今回はいろいろ議論がありまして、審

議会でもご意見が出ました。それから都計審の方でも、まあハード面もあるけれども、そのソフトなまちづくりというような面も強いというようなこともありまして、この基本目標の中に位置づけると、の3、「災害に備えるまち」というのが、この基本目標の中の個別目標に位置づけ直されております。基本施策の方は、ご覧いただきたい。それが変更点です。

それから、たたき台ではの2のここに書いてある外国人に関する事項をに移行したらどうか、文化とか、そういった感じですけど、その部分に移行したらどうかというようなご意見、あるいは個別目標にあげるべきではないかという議論もありましたが、今回、外国人については、そのくらしの中で明確に位置づけようという考え方から、たたき台どおりということで、それから個別目標というのもあります。だから全体を考えて、基本施策として、明確に今回、基本施策として明示するという形で、まあ結局たたき台どおりの形になっております。

以上がの主な修正点でございます。

卯月会長 それでは引き続き、基本目標の番以降のご説明をいたします。

今の成富部会長のお話にもありましたが、の2、個別目標、「災害に備えるまち」というのがございます。これはの方に移すということで、このからは削除されております。それから、以前のたたき台ですと、の1のとしまして、「水辺と森の再生」というのが基本施策にあがってございましたが、実は前のこれですと、みどりとか水とか森とか、ちょっとこうばらばらになってた印象もありまして、以前説明した大きい話とか、小さい話とかあって、私も申し上げたんですが、やはりわかりにくいというようなことで、これは基本構想審議会のご意見及び都市計画審議会の方のご意見も踏まえまして、の2として、新しい個別目標として、大きく立てることになりました。それに伴って、ほかにありましたみどりの方を少しここに集約をさせるということでございます。タイトルを受けまして、「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」という新しいタイトルにしました。

それから、たたき台ではの3、「環境への負荷が少ないまち」というふうに、あがってございましたが、この基本目標のタイトル自体が、「持続可能な都市と環境を創造するまち」という、非常に持続可能性とか、環境の問題を強く意識したタイトルになっておりますので、順番をまず3番目ではなくて、1番にすべきではないかというご意見がございました。そこで1番目に移すとともに、環境への負荷が少ないというのは、ちょっと後ろ向きではないのではないだろうかというようなご指摘もございましたので、新しいタイトルといたしま

して、「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」という形で修正させていただきました。

それに伴いまして、たたき台では の1に「都市活動を支える都市基盤」、いわゆるインフラストラクチャーの問題があったんですが、環境を一つにし、新しくつくった「みどりと水」を2番目にし、3番目に今の「都市空間」の話を書いた方がわかりやすいということから、これは順番が3番目になったということになります。

それから環境の部分の新しい提案の方の の1の というところでしょうか。「地域環境に配慮する取組みの推進」というのが、ここにあげられております。これまでは、ちょっと次のページになりますが、大きな基本目標の の3の、「公害防止」、「環境教育」、「環境保全型のまちづくり」等の話、それから の3の、「まちの美化の推進」、ここに入っていた項目を基本目標の の方に持っていきまして、大きな柱の基本施策として、「地域環境に配慮する取組みの推進」ということで、まとめて提示をいたしました。

以上が基本目標の の修正点でございます。

それから、 の「まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち」、ここにいきたいと思います。

まず、これは基本目標のタイトルが、かつては「まちの記憶の再生と美しい新宿を創造するまち」となっておりましたが、再生ということがなかなかわかりにくい、というようなこととか、堅いというようなこともありまして、もう少しわかりやすいということで「まちの記憶を活かした」という形でタイトルをあげております。もちろん「まちの記憶」という表現についても実は賛否両論ございまして、いいという意見と、ちょっとわかりにくいという意見もございましたが、今回、とりあえず「まちの記憶」というのは活かして、出させていただきました。

それから の1、 の個別目標の順番をちょっと変えたということでございます。

これも基本目標のタイトルが、「まちの記憶」とか、「美しい新宿」とかというふうになっておりますので、むしろたたき台で3番目になりました「歴史と自然を継承した美しいまち」というのをトップにした方がわかりやすいだろうという形で、3を1にし、2はそのままございまして、1の「地域の個性を活かしたまちづくり」を3番目にさせていただきました。

それとともに、これは表記の仕方でございますが、たたき台では「まちづくり」、それから「まちをつくる」というふうな表現がございましたが、今回、新しい骨子案では個別目

標をほとんど何とか何とかのまちというふう表記しておりますので、「つくる」という部分を削除した表現となっております。このくらいでしたかね。先ほど、左側のたたき台の環境の問題と美化の問題は、前の章にいったということでもよろしいかと思えます。

さて、最後、基本目標の、「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」いうことでもございました。

とりあえず、このタイトルは変えていませんが、「ライフスタイル」という言葉についても、賛否ございまして、わかりにくいのではないかと、ということがございましたが、変わる魅力的な言葉がなかなか見つからずに、このままにさせていただいております。

個別目標のところでは、まず、の2ですね、「ひと、まち、国の交流が創るふれあいのあるまち」というものが、タイトルをちょっと変えて、3番目に入っております。「ひと、まち、国」という表現が必ずしも妥当ではないのではないかと、むしろ「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」の方がよろしかろうということで、表現を変えています。

さらに先ほどもちょっと議論が出ましたが、平和について新しい基本施策として、新たにの3のとして、新たに「平和都市の実現と豊かな国際・国内交流の推進」という言葉が入っております。

それからたたき台のの3ですが、「新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち」、これは先ほどの「ひと、まち、国の交流」と、ちょっとチェンジをいたしまして、より新宿らしさを創造するということを強調していくために、2番と3番を入れ替えさせていただきました。

なお、新しい個別目標の2番の、「地場産業の活性化」について書かれていますが、議論の中では、これ以外に印刷とか、染色等の新宿区の伝統的産業を新しく再生すべきだという形で、ちょっと表現を変えた方がというご提案がありましたが、議論した結果、「地場産業の活性化」というところの中に、十分これは含むものであるということで、表現は入っておりません。

以上が基本目標の から 及び個別目標、基本施策の修正点でございます。

なお、成富部会長、あるいは私の方からご説明した中に、基本施策の白い については、あまり詳細をお話申し上げませんでした。これについては、あくまでも先ほどの骨子案の中でもございましたが、基本施策を進める上での例示ということでもございますので、今後、さらに議論する形で、これがすべて確定ということでもないということで、細かな追

加はかなりございますけれども、それについてはさらに今後議論をしていくという形にしたいと思います。

したがいまして、今回の骨子案につきましては、6本ございます基本目標、個別目標、並びに基本施策について、主に議論し、基本施策がなかなかわかりにくいという部分があるので、具体的な例示を白い で表現しているというふうにご理解をいただければと思います。

ちょっと長い説明になって申しわけありませんでしたが、これより、今ご説明いたしました骨子案の部分、施策体系の修正案について、議論をしたいと思います。

ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

三田委員 章並びに、 章の外国人に問題があるのですが、どうでしょうか。章から分けて。よろしいでしょうか、一緒にやっちゃって。

それでは、起草部会に所属しておりまして、少数意見という形になるのか、意見を言ってるんですが、全然改善されてない部分について、ここで一応意見を申し上げ、審議会委員の皆様の議論に委ねていきたいという意味で、申し上げさせていただきます。

章、参考資料を皆さんご覧いただいて、参考資料の1ページです。まず、右側の今回、提案された修正案でございますが、その個別目標のところ、これで3点というふうに古いバージョンでは2つだったのが、3つになったという話があったんですが、その一点目ですが、「新しい自治の地平を切り拓くまち」というふうに、個別目標の文言ですが、これはその上位の概念の基本目標に「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」というのがすぐ上でございますよね。これとほとんど同意的な、いわゆる同意反復じゃないのかなという感じがして、座りが悪いが、それは何でそうなったかという、これは今言う、「新しい自治の地平を切り拓くまち」の右側のところで、基本施策の1をご覧いただくと、「自治の基本理念、基本原則の確立(自治基本条例の制定)」、これがあるんですね。これがあるから、結局、非常に大きな概念規定を個別目標にせざるを得なかった。ところが私が提案してたのは、この「自治の基本理念、基本原則の確立」というのは、基本施策でうたうものなのか、先ほどの平和の問題と同じでして、これはいわゆるその子育ての問題、高齢者の問題、まちづくりの問題、みどりの問題ということではなくて、それをその新宿区が、基本的に運営される原則の問題ですから、むしろもっと基本構想の基本理念的なベースのところ、うたうべき問題であって、この位置づけが基本施策としての位置づけにはふさわしくないんじゃないのかという意見を再三申し上げてきたんですが、一向に改ま

らない。ですので、これを抜いてしまえば、むしろ「参画と協働に基づく区政運営をすすめるまち」というのが、位置づけで、非常に座りがよくなるんじゃないか。そうしますと、3の「参画と協働に基づく区政運営をすすめるまち」という言葉がどうなんだろうかということになるんですが、これを右側の、今申し上げているのは、右側の修正案の個別目標3のさらに右側の基本施策、1ページの方をご覧くださいますと、これはもうむしろ行財政ですね、その問題が中心になっておりますので、ここは、その「区民自治の確立に向けた行財政を進めるまち」という形で、行財政に限定していった方がいいんじゃないのか。むしろ「参画と協働」は1でうたう方がふさわしいのではないか。さらに、より基本的な理念である「自治の基本理念、基本原則の確立」ということは、基本構想レベルの基本理念のあたりでうたう方がふさわしくないかというご提言を再度させていただきたいというのが、一点目です。

それから二点目は今の資料、参考資料3の4ページをご覧くださいと思うんですが、4ページの、やはり同じように右側の部分の、いわゆる の2ですね。「だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち」のところの5番目のところに「外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり」という位置づけがございますが、これは当審議会のA Bで別れたときは、Aのグループにご参列いただいた委員の方々はよくご承知だと思うんですが、私はこの「外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり」というのを、基本施策ではなく個別目標でうたうべきではないかというご意見を再三申し上げます。

その論拠が3点あります。1点は、これを担当してきた区民会議の分科会では、個別目標として政策体系を位置づけて、提案を本日出して、それが1点ですね。第2点は、今資料として配付されました、この「区長就任にあたっての所信」という、中山区長の議会での所信表明の10ページをご覧くださいますと、ちょうどこの位置づけというのがここでは個別目標の位置づけになるんですが、「外国人が多く住み暮らすことを新宿の特性として積極的に捉え、互いに理解しあい、共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進することです」とうたって、「多文化共生プラザの機能強化」や「外国人区民会議の設置」とうたっておられますが、こういう首長さんの区民への公約という形で、重点施策として上げられていること、もう一度申し上げますと、区民会議の意向として、個別目標という提案があること。さらに首長が、そういうふうに、マニフェストでも、同じような文書で入ってるんですが、区民に約束をして公約をし、再選されて、区議会でも表明された趣旨として、やはりこれは個別目標に合致してるんじゃないか。

さらに3点目は、私がA、B分かれた当審議会の議論の中で個別目標にあげたらどうか、それは議員出身の審議会の皆様だったらよくわかりますが、予算科目の款項目節がございますね。項で議論するのか、節で議論するかで、全然次元が変わってきてしまう。そういう意味で外国人の問題は、より重要性が高いので、個別目標としてうたったらいかがかと。ちなみに首長さん、区長さんは「賑わい・交流・活力のまち新宿」の方でおっしゃってますので、個別目標に挙げれば、この章ですね、章あたりが座りがいいのかなあというふうにちょっと感じております。それはちょっと附帯的な意見ですので、以上、3つの理由から、個別目標に上げることを、もう一度ご審議いただけたらという提案でございます。以上です。

成富会長代理 起草部会の案と経過ですね。起草部会、率直に申しまして3分の2ぐらいは、自治のところで議論がされまして、ずっと議論をしてきまして、そして議論の中で個別目標の組み立てとか、それから表現についても、いろいろ議論が出ました。先ほどの1を取れというふうなお話がありましたが、それはちょっと議論の自治基本条例をどうするかというところが、表現の問題もございますが、やっぱり必要だろうという判断になったと思いますので、こういう形にしております。これを取るというような意見は起草部会というか、これまでの議論では出てなかったと思います。表現方法とか、そこに関しては随分議論があったと思います。

それから、あとは議論を踏まえて、一応、骨子案ができているのかなと思います。外国人に関しても同じでして、A、Bグループに分かれて、両方で議論されたということで、それを踏まえて、全体の意見を反映するというので、このような形にしております。以上でございます。

卯月会長 はい、久保委員。

久保委員 6ページで、お願いしたいことが1点あります。

立場が違うし、感覚も違う審議委員、みんなが発言することが一番いいと思います。1点だけですね。

6ページの右側の「水とみどりの骨格の形成」の2番目に赤字で、「7つの都市の森のみどりの充実」というのがありますが、この「充実」を「拡充」に訂正をしていただきたいというのが結論です。充実も拡充も同じじゃないかっておっしゃるかもしれませんが、それは大分違うと思います。

骨子案の43ページから44ページに書いてありますように、中央公園周辺から新宿御

苑までの7つにまとまったみどりの保全と充実をうたっているんですけど、僕は、7つの森のみどりを保全して充実すればいいというのではなくて、7つを8つに、9つに10にして増やしていく10年間のあきらめない目標を重ねなかったら、新宿のみどりは増えません。新宿のみどりはここ20年間全然増えてないんです、1%も。しかし、うちの基本計画は、みどりの計画は、10年間で1%ふやすと、最終目標は25%にしようと、言っているんですけど、いつまでやると思ったら、一切期限がない。そういうのっけから新宿でみどりをふやすのは無理だという感覚のみどりの計画でやってたら、新宿のみどりは増えない。やっぱりまとまったみどりは7つで固定するんじゃなくて、できるなら8つ、9つにしていく気持ちがなかったら、新宿のみどりは増えません。そう意味ではもう充実保全じゃなくて、拡充という言葉でそれをめざそうや、というふうに考えてもらいたい。それが私の理由です。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

ほかにご意見ございましょうか。

根本委員　根本です。私は賛成する。ときにはやっぱり、よくまとまってますというふうに、会長を応援しなくちゃいけないのですが。グループ別の方では「持続可能な都市」という言葉をここで表現するのは、いかがなものかということと、「まちの記憶」というのも、これもその都市計画だとか、建築の関係では、それはもう常識的な話なのかもしれませんが、30万区民の中で、果たしてこの二つの言葉が基本構想として入れるのはどうかというふうに言った方なんですけども、まあその議論として、きちっとやっぱりそこを「持続可能な成長の範囲における発展」という言葉は一体なんなのかということ、我々はやっぱり基本構想審議会の中で、きちっと確認しなければいけない。ということの意味もあって、もし言うんなら、じゃあそこを説明してください、と主張した方なんですけれども。しかし、まあ載ってますから、いろんな議論の中で深まったというふうに思って、賛成するんですけど。 、 の説明を聞いて、実に最初の案から比べたら整理されたというふうに言いましょうかね、あるいはこう聞いてて非常に気持ちがいい、というふうに、会長の方でまとめていただいたというふうに思うんですね。全体の意見がこなれた流れに主張したとおりのような形でまとめていただいたということで、細かいことは、これからまた議論になるんでしょうけども、筋立てとしては大変よくまとめていただいたというふうに感じました。それが一つです。

ただ、久保さんが言われたように、そのやっぱり今の、みどりとか花とか環境を守ると



ということじゃなくて、これからもっと拡充していかなくちゃいけない、あるいは充実させていかなくてはいけないということになると、そこは多分、その何か文章としては、入っていくんでしょうね、ということと、気持ちとしてはそのつまり、この環境とかを含む、  
、 を、 、 の前に持っていくぐらいの気持ちでいるんですけど、それはしかし、そういう気持ちだ、というふうに理解していただきたい。非常によく整理していただいたというふうに思いました。以上です。

卯月会長　　ちょっと印象を述べますと、今回は基本構想、基本計画と都市マスタープランを合体し、合体するけれどもわかりにくくするのではなく、よりソフトな施策とハードな施策をこうわかりやすく提示しようというのが我々の最初目標だったと思うんです。むしろ、  
、 はハードに関係する部分が多いわけで、今までの都市計画が基本構想、基本計画とちょっとこう離れたところにあるというより、もっと基本計画の中にきちっと位置づけて都市計画、あるいはハードの事業が行われるというためには、こういう整理の仕方というのは、まだ途中段階ですが、わかりやすいのではないか、いいのではないかなと思いつつながら。どうもありがとうございました。

ほかに。安田委員。

安田委員　　安田です。8ページの先ほど来のこの記憶という文言なんですけど、私のとらえ方が間違っていたら教えていただきたいんですけど、まず記憶という文言の捉え方なんですけども、時を時間軸で見ますと、過去と現在というのが記憶という部分で捉えてみたら、創造する、それを生かしながら、創造するということは、未来という、いわゆる過去、現在、未来と、こういうつながる線上にあるのかなあというのが1点と、またじゃあ具体的に記憶というのは、具体的にどんなかというと、まあ端的に言えば歴史とか、文化とか、先ほど自然というのも含めていたように理解するんですけども、そういう形の理解でいいのか、はたまたもう一つ、その記憶という部分が、もっとこういう意味がありますよということで、この文言を使っておるといえることがあれば教えていただきたい。

卯月会長　　なかなか難しいことですが、Bグループの方でも、かなりご質問が出て、こんな答えをしたというふうに記憶しております。

結局、新宿だけではありませんが、日本全国、いろんな形でこう都市の開発が行われてきて、かなり利便性の向上とか、さまざまなメリット、いい側面もあったわけですが、やはりかつて、まあ我々が子どものときとか、あるいは父、母、おばあさん・おじいさんの世代から受け継いでいかなければいけないものがあつたのではないかと、そういったものを

あまりに簡単にこう破壊してきてしまったのではないかという、大きな反省がベースにあります。したがって、例えば1本の木を残すということもそうかもしれませんが、歴史的な建造物を残すということもあるかもしれませんが、私がその言葉を結構いいと思っているのは、目に見えるものだけではなくて、まちの記憶というのは、その住んでいる人々のさまざまな人間の記憶というものがあると思うんです。例えば、僕が安田さんと一緒にある公園の住民参加型の公園に一緒に来ていただいているんですが、ああいった公園で、かつて子どもはあそこの公園で、こんな遊びをしていたと、その友達と、ベゴマでもいいし、何でもいいんですけれども、そんな遊びをしていたということを、もう一度、次の世代の子どもにも伝えていこうというような、目にはなかなか見えないんですけれども、その遊びを通じて、子どもがこう育ってきたというようなことも含めて、もう一度、我々が次の世代に残していかなきゃいけないもの、形はきっと違うと思うんです、新しい公園になるだろうし、ひょっとしたら高層の住宅もつくらなければいけないかもしれませんが、その中で、こう残していかなければいけないものをきちっとわきまえて、新しい新宿をつくっていきたいという、私は気持ちを込めて書いていきます。ハードだけの話ではないと思っています。

世継委員 世継でございます。同じことなんです、先ほど三田委員が言われました「外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり」という点でございます。これは私も個別目標にぜひあげていただきたい。この理由を申し上げます。私も年寄りですが、特に歌舞伎町、百人町に至る、この状態からものを言いますと、逆に日本人の高齢者は怖がってるんですね。これはどろくさい話ですが、これが実態です。そうすれば、例を申しましょう。先般、実際にあったことですが、ある年配の女性の方が自転車にぶつかったんですね。歩道の。そして「こんなところに自転車を置きちゃ困るな」、とつい一言漏らしたらですね。あそこら周辺の外国人が5、6人、ぱっと集まりまして、何て言ったか。「ちゃんと見て歩け」、とこうですよ。こういう実態がある限りですね、日本人と外国人が円滑に過ごす段階ではまだまだ将来考えなきゃいかんところあるんじゃないか。そういう意味では、いろいろありますが、個別目標にぜひあげて、今回のこの会議ではあげていただければありがたい、かように思うんです。私の実感からの意見です。

卯月会長 起草部会で再度、議論させてください。

山下委員 前回までのたたき台のときに、基本目標とそれから基本施策のところ、対応関係、基本施策については区民会議の提言の表現と大分ずれてるし、その組み方を変

えてしまうことで、大分そのイメージが変わってしまったのではないかとということで、そういう意味で、発言させていただきましたが、今回、結構赤字がずっとふえまして、そのその何というんでしょ、その区民会議の提言のどういうふうに、ここの赤字をこう何というんでしょ、入れ込んだのか、その何というか、基本的な考え方について、それをちょっとお聞かせいただきたいのと、あとまだこの未定稿という状態ですけど、骨子案の資料ですけど、ここのところで見ていると、やはりその区民会議提言の中で、とりあえず今回は盛り込まないというんですかね、対応がちょっと難しいというようなご表現で、いくつか先ほどの7つの森の話であれば、もう一つ7つの藩邸の話も当然あるんですけども、それについても、難しいような表現で、こう書いてあるわけですね。その辺何というか、その盛り込み、先ほど冒頭で申し上げた、ここでの盛り込み方と、ここで今回落ちたというかですね、とりあえず外してある。その辺の、簡単なお説明をいただければと思うのですが、ちょっと膨大で全部見比べられないので。字も小さいので、とても追いきれないので、基本的な流れだけでもお聞かせいただければと思いますが。

卯月会長　　今、山下委員ご指摘のように、かつて区民会議から提言をしていただいた、非常にこう膨大な、あるいはこう魅力的なキーワードがたくさんこう入っているものが、必ずしも起草部会のたたき台の中には、きちっと反映していなかったという認識は、私は途中でなんですけど、もちました。そこでもう一度、区民会議の提言を精査していただくといいますが、区民が使った魅力的な言葉はなるべくこちらに入れて、精査しようということと事務局とともにいたしまして、この赤字で加わった部分はかなりその部分がございます。赤字で加わった部分で申しますと、例えば都市マスタープランの方でも、特に区民会議の第3分科会とか第4分科会とか、こうハードに関係するようなものの提言をかなり都市マスタープランの方では、こう活かした形で都市マスがつくられておりますので、都市マスの方からさらに加えて、こういう赤字を入れた方がいいのではないかと、都市計画審議会の方からのご意見として入りましたので、その点は充実したのではないかなと思っております。

さらに、この未定稿と言われているものについては、正直言って、すべて目を通している時間はまだ取れておりません。ただ私の気持ちといたしまして、区民会議のご提言と、それから今回お出しする骨子案の間がどのようなプロセスで、ここに至ったかということが、この基本構想審議会に出席されている方、傍聴されている方はかなりおわかりかと思いますが、このプロセスというのは、本当になかなかわかりにくいものであります。した

がって、区民会議にご参加された方々に、できるだけその事務局、起草部会、基本構想審議会で議論した内容をきちっと伝えていくという形で、本当に読むのはつらいんですけども、自分でご提案されたところが、どんな解釈で最終的なこの骨子案になっているかということ、その部分だけでも結構なので、読んでいただきたいという形で、事務局にまずは整理をしていただいたということです。

正直言って、その起草部会で全部こうチェックしておりませんので、これから我々もチェックをして、これが妥当であるかどうか、もうちょっと出来るんじゃないだろうか、そんな回答はないということも含めて、未定稿じゃない形でしたいというのが正直なところで、未定稿で、ここの審議会に出す、あるいは区民会議に出すのは、ちょっと失礼ではないかというご意見もあると思います。私もそう思わないわけではないんですが、あくまでも今回のこの限られたスケジュールの中で、精一杯、事務局の方にも努力していただいて、やっているということですので、またお正月か新年を迎えまして、区民会議の方々にも出てきていただいた内容につきましても、率直に、また新たな議論の場を今後も続けるつもりですので、この骨子案で決めたいということは、全く思っていないので、再度、議論のたたき台として理解していただきたいと思います。

卯月会長　はい、山下委員。

山下委員　今、やっていることは、この起草部会の方のこの案と、未定稿という部分が必ずしも整合はとれているというわけではないということですか。

卯月会長　整合が取れていると思います。事務局と一緒に。

成富会長代理　対応ですね。整合というか、ちょっと内容が、つまりその基本施策に書いてある対応表なので、中身そのもののチェックは十分行ってないということなんです。ですからこれあくまで資料というような部分で、これでこう入るか入らないとかいうことを、今の段階で決めていこうという発想ではないということ。対応表がずれているかどうかということも、今問題だと思うので、その部分是对応がずれていると、ちょっと趣旨も間違っているとされるということもあるかと思うので、整合性というのは、どの程度のことを言っているのかということ。

卯月会長　同じ方向を向いていると思いますが。

成富会長代理　大体言葉の違いというか、それでよければ、ご理解いただきたいと思います。

山下委員　対応関係を中心に見てくださいという段階のことですか。

成富会長代理　　そうなんです。今のところでは。

卯月会長　　はい。わかりにくくて申しわけありません。それじゃ、鎌田委員が先だったでしょうか。鎌田委員。

鎌田委員　　鎌田です。基本施策のところですね、ちょっと気になったのは、実は私も区民会議の第3分科会の方で、幾つかに別れてやった議論の中で、まあその一つの項目の中で、比較的、まあ希望者となる人間は少なかったんですけども、特に公園とか、公共施設を大事にしようということで、ここには書いてあるわけですけども、この8ページにある、「ぶらりと道草したくなるまち」という個別目標の中の基本施策の「身近な公園のリニューアル」とありますけれども、これは今言いましたその6ページの方の文章の方に、「都市を支える豊か水とみどりを創造するまち」という、個別目標の中の基本施策の3番目に似たようなことが書いてあるわけですから、ここら辺をちょっとどっちかに1本まとめていただいた方がいいのかなあというような感じがちょっとしたもんですから、何となく今そんな気がついたもんですから、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

卯月会長　　ありがとうございます。実は私もここはちょっと気がついていまして、もう一度、起草部会の中で議論したいと思います。今回、私、知ったことと言えば、同じところかもしれないんですが、ちょっと視点を変えて、施策を入れ込んだことなんですね。水とみどりをきちっとつくろうという話と、それからちょっとニュアンスが違う、「ぶらりと道草をしたくなるまち」という、ちょっとほかの表現と違うんですが、そういう感性に訴えるようなですね、そういったもののために何をしたらいいんだろうかっていうようなことで、ここはあがっているんで、ちょっと整理をさせてください。はい、ありがとうございます。はい、それを含めて議論したいと思います。

小宮(一)委員　　先ほどの世継さんからお話もございましたけども、外国人問題というのは、区民会議の中で、いろんな議論があったわけですね。それでもう、切実なお話から、もうありとあらゆる話があったわけです。それでこの問題というのはやはり10年後を考えた場合に、外国人問題というのは、非常な問題があると、予想されます。

その中で、やはりその背景の中で、奥行きというのはですね、やはり前に持っていったかかないと、議論した区民の思いというのはですね、どっかへ飛んでいってしまうんじゃないかという感じがいたします。

それから、自治の問題でございますけれども、それは基本施策の中で、括弧で「自治基本条例の制定」というふうに書いてございますが、この意味合いというのはどうということ

为什么呢。

成富会長代理　意味合いというのは、自治基本条例の制定をこれからやっていくであろうというのを審議会、グループ別の議論でやりましたよね。あの中で、自治基本条例の制定を進めていこうということですが、その内容について、まだ十分議論されてないので、まあ検討するという趣旨を込めて、それがメインなるだろうという話だったと思いますので、たたき台の表現で変わってないんですけど、そういう表現に一応させていただいたということです。

小宮(一)委員　これも区民会議の中で、自治基本条例を制定するということであってですね、検討するということでは、議論の結果は出てないというふうに思っています。それがやっぱり提言書の中で出ていますので、検討するというのはですね、じゃあ検討して、10年後できないかもしれませんね、ということもあろうかと思えますね。自治基本条例を何で制定するかというのは、やはり協働参画のベースになって、区民の、区民が主体になってやる区政ということである以上、やはり区民、議会、行政がそれぞれどういう役割があって、権限があって、本当の意味の協働を進めていくか、という意味からいっても、やはり自治基本条例は制定しなければいけないと、こういう議論できたのが、分科会の議論だと私は理解しておるんですが、審議会の議論の過程の中で、基本施策のところにかかれるという議論が、合意がなされた形というふうには私は理解してないんですが。

成富会長代理　それは個別目標にするということでしょうか。

小宮(一)委員　はい。やはりさっきも三田委員がおっしゃいましたように、やっぱり上位のところへくるべき問題じゃないかなと思います。

成富会長代理　先ほどの意見とちょっと違うと思いますが、自治基本条例の制定というのを個別目標にするというご意見ですね。

小宮(一)委員　いや、自治基本条例の制定を検討するということでなくて、制定するという表現は、どっかにやっぱりきちっと出てくるというのは、やはり上位の体系の中に持ってくるべき問題じゃないかな。

成富会長代理　それ個別目標に置くべきだというご意見なんですか。

小宮(一)委員　まあ個別目標より上の、も含めて、いずれにしても基本施策よりは上の上位のところ、体系的にはこないとおかしいんじゃないかなあと思います。

卯月会長　個別目標が基本施策の上位であるというのは、必ずしも正しい表現ではないんじゃないかと思えます。私どもの認識では、基本施策というのは、よりこう具体的な、

今後検討するどころじゃありません。僕にとっても自治基本条例というのは制定することが重要であって、多分いろんな諸状況の流れの中では早い時期に制定されるというふうに私もみております。それほど重要だというふうに私自身が認識しておりまして、だからこそ逆に基本施策のトップ、 章の1の のすべてのトップにこの自治基本条例を書いているわけです。ただ、自治基本条例という名称が基本施策の括弧じゃないかってこうおっしゃるのはですね、自治の基本理念を定めましょうということが基本施策でやって、その最終的な名称は自治基本条例となるのか、自治何とかになるのか、条例になるのか、私はわかりませんので、その基本条例を定めるということを担保するために、括弧で入れたというのが私の気持ちです。個別目標に逆にしますと、個別目標に自治基本条例を制定するとすると、その次の基本施策は何なんだっていう話になりますね。個別目標というのは幾つかの重要な基本施策を束ねた共通のキャッチフレーズなり、名前をこうつけているものがありますので、先ほど外国人の問題もそうだと思いますが、何か個別目標が上位であって、その下位が基本施策だということでは一切ないと僕は理解していますので、自治基本条例を個別目標にあげるということは、自治基本条例を個別目標にしたときに、基本施策とか、あるいは個別の小さな、またどんなものになるんだろうかということは、私はちょっと想像がしにくいものがあります。何遍も申し上げますが、区民会議のその自治に関する強い大きな提言は全く軽視しているものではありません、私。

成富会長代理 今、うまく説明していただけたかなと、僕は思いましたが、ちょっと言葉が、検討するというようなことで、それをするという表現が落ちているじゃないかというご意見をいただいたので、そういうことではなくてというか、審議会の議論が、要するに自治基本条例を制定するんだけど、そういうものを、内容のものを、ただその手続きとか、じゃあどういったことを盛り込むのかまでは十分な議論が今のところまだされていない。その議論はこれからしていくんだろうという意味で、自治基本条例の制定をめぐって手続きを含めて、議論が行われる必要があるという意味で申し上げなければいけなかったと思います。

ですから、いらないかもしれないとかというニュアンスは当然ないわけで、こうやって書く以上ですね。それ今、会長がおっしゃっていただいたとおりの一応考え方でやってきたつもりですので。ちょっと一言。

三田委員 ちょっと議論が混乱してるので、つまり上位、下位というのは、重要性の上位、下位なのか、概念の上で、包括概念なのか、具体概念なのかと。政策体系というも

のは基本目標から個別目標、それに従って、より具体性をもって展開していく政策の体系図ですね、それを申し上げておる。上位というのは、より抽象性のある概念の体系であるということを行っているわけです。重要であるかないかというのは、全然意味が違うわけですね。ですから私が言っている上位というのは、そういう意味です。ですから、自治の基本理念、基本原則というのは、基本施策というレベルで、具体性のレベルで扱う問題ではなくて、もっとより概念的に上位のレベルで、つまり基本構想なり、何なりの基本理念のレベルでうたいあげたらいいんじゃないのか。ですから、今、議論があったように、自治基本条例の制定という具体的な施策については、これは確約していくんであればですね、この位置づけでもいいのではないかなというふうには考えております。

卯月会長　三田委員と、それから小宮委員のご提案、ちょっと内容が違ってたと理解していますので、また、先ほどのお答えになったんですが、もう一度繰り返して申しわけありませんが、その自治に関しては、今回のその区民会議のすべての内容を貫く、大変重要なものとして認識しております。したがって、先ほどの基本理念というものの中に、トップにそれを置いていますし、今回の政策の中にもトップに置こうと。とにかくそれがきちっとできないと、その次の事務は踏み出せないよというようなことで理解をしていますので、ぜひその趣旨についてはご理解をいただきたいと思います。

もう一つはその自治基本条例をなるべく速やかに、確実にするためにはどこにどういう表現をしたらいいのかというのは、今後もきちっと議論をしたいと思いますが、今の段階では、この基本施策のトップに置くことは、かなり確実性が強いというか、強くアピールできることだというふうに私は理解しています。ただ、よりさらなる提案があれば、またしていただきたいと思います。

藤乗さん。

藤乗委員　基本的なことをちょっとお伺いいたしますけども、この基本施策というのは、これは項目であって、具体的に、例えばこの下に具体的に実施する項目がまた区民会議の提言の中から出てくるんでしょうか。さっき山下委員とちょうど同じような質問になるんですけども、施策がここにありますよね。項目で。例えば4ページの「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」というふうな項目のところですけども、「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」というので、その中の高齢者云々の中で、「在宅・施設サービスの充実」とか、そういうのがずっとこう載ってるんですけども、その横に、これはもっと具体的にするというのが出てくるんでしょうか。例えば、区民会議の提言なん



かではかなり具体的に出てるものもあるんですけども、これはこの項目でおしまい、この次の項目とかというのはないわけですね。

卯月会長　今回、骨子案としてお出しするのは、先ほども骨子案の中に入っているものでございますので、6つの基本目標の下、21の個別目標と、それから180近い、ちょっと数字は忘れました、基本施策がメインで、この基本施策の例示として が幾つか出てます。これについては、区民会議に骨子案を戻して、もう一度、区民会議で今まで議論していただいた提案と、これがどこが食い違っているとか、あるいはどこが不足しているとか、あくまでも区民会議に我々がお願いをしたいのは、区民会議の提言が出ているわけですから、この中でご提言いただかないと、我々の骨子案が食い違っているよと、ここに書いてあるのに、こっちには全然配慮されてないよ、あるいは書かれているようだけど、不明確だよというようなことをご指摘いただくことを、今回お願いをしているわけです。ですから新たな を出すということは原則でいえば、区民会議の方をお願いしていることではありません。ただ一区民として、これに対して を入れてよねということは、幾らでも、いつでもOKになってます。

それともう一つすみません。それで、じゃこれはどのように将来、保証されるのかということは、一応基本構想、基本計画ができて、来年度ですか、その次にこれに基づいた実施計画事業というのが策定されます。実施計画事業の中で、この がきちっと、最初の段階で実施されるのか、あるいはかなり遅くなるのか、あるいはここに入っていないものも時代とともに、新しい になるかという議論は実施計画事業の検討の中で行われる予定です。ですから、はい。

藤乗委員　いいですか。そうなりますとですね、この の項目というのに対して、私は第2分科会に出したうちのものが、意味合いとして入っているとは私はちょっと思えない部分もあるんですけども、それとあと、私たちの中では認知症とか、うつ病の対策というのは特に項目を取り上げてないんですね。それよりも家族介護への支援とか、そういうことの方が大きくクローズアップされてきてたわけなんですけれども、そういうのは、どうしてこうなってしまったのかという疑問が残りますね。

それと、あとこちらの資料の方を見て、確かに区側の対策をとっていることとかがありますよね。ですから、こういう対策を今取っているから、ここにはあえて書かないということで、ここに書いてないのかというような疑問も残るわけなんですけど。第2分科会に帰って私が説明するときに、ちょっとその辺を明らかにしていただかないと、ちょっと

失礼になるかな。私は疑問に思います。

成富会長代理　　今のは、介護の部分というのは、具体的に言うと。

藤乗委員　　最後のところで。

成富会長代理　　章の1の　　でよろしいでしょうか。

藤乗委員　　章の1の　　のところの、「高齢者とその家族を支えるサービスの充実」というので、確かにここには家族を支えるとか、書いてありますけども、その具体的な内容として、この中には第2分科会で、家族介護者の支援とかというのが、すごくクローズアップされてきてるんですけど、そういうのが入ってないのと、またもう少したったところでは、高齢者のなんか支えるまちという、孤独死の問題とかも全然言葉として入ってないんですよね。それがこれにかかりますというような説明があればいいんですけども、それをどういうふうに解釈されたのかなと思ひまして。

成富会長代理　　その辺、なかなか難しいところで、例えば家族介護者の支援、一つの実施事業として組み立てる可能性がありますよね。それについては実施計画に入ってくると思うんですが、それをそのここで明確に家族介護者への支援というのは、例示ですので、つまりその「福祉サービスの利用支援と質の確保」とか、その予防事業とか、情報提供、相談体制は具体的に既に中身によって変わっているわけで、ここでは書いてないから、絶対ないんだということには当然なりません、ならないと思います。それは、区民会議提言の対応表を、参考資料ですね、そちらの方で整理して、その中で議論していくと思います。ですから、ここでそういうものをぜひ文言として入れてほしいとかというご意見はあると思いますので、それは多分お出しいただけるのかなと。例示としても、やっぱり共通したりとか、そこら辺は区民会議のご意見だと思いますので、それを受ける形になると思います。それを意識的に入れてないとかいうことではありません。

それから、認知症、うつ対策等は、必ずしも区民提言に盛り込まれていなくても、やはり必要と判断されるものは入っていると思います、例示としても。ですから、その例示の出し方が非常に難しいというか、入っていたり、入っていなかったりという印象はあると思いますので、そこら辺はむしろご指摘をいただいた方がよろしいかなと思います。

藤乗委員　　わかりました。

成富会長代理　　それから、孤独死等は、孤独死対策というような表現はいいかどうかということがあります。実際、見守りとかということはかなり行われておりますが、まあそれでも決して十分ではないということで、見守り対策や、そういった範囲の中で、もち

ろんそういった課題が出てくるということですから、表現方法ということは、ひとつあると思いますので、ここでは使ってない。

藤乗委員 はい。

卯月会長 ほかにございますか。

沢田委員 今のやりとりを聞いていて思ったんですけど、私も何か前回、同じようなことを聞いたような気がするんですけど、結局、区民会議の皆さんは、提言書の中で理念的なことでもそんなんですけど、かなり具体的な提言をされているんですよね。だから、それがどこまで自分たちの提案したことが盛り込まれているのかということに、すごく多分関心がありだと思えます。ただ、ところどころに基本施策のところの項目で、そこから連想していけば、いろんな具体的なことも出てくるでしょうけども、その基本施策もちょっとその区民会議の提言書から持ってきた言葉ではないとすると、じゃあどこでどう連想して自分たちが提案したことが、どこで実現するのかと思えばいいのかなというふうに、恐らくそういうふうな心配が出てくるだろうと思えますね。だから、この基本施策のところは、区民会議の方から逆に、これをお出ししたときにどんどんこう意見を出してもらえれば、ここに全部盛り込んでいけるといって、そういう仕切りになるということなんでしょうか。

成富会長代理 ちょっと僕は余計なことというか、事務的なことも含めてちょっと考えるべきこと。要するにどんどん盛り込むということは、多分僕の判断としてはないと思います。それは数がもう全項目、前回の基本計画の事業数そのものを基本施策レベルでも数が越えていますので、つまり実施事業レベルの数と同等の項目に既に達しております。さらに実施事業になると、数が当然一つの基本施策が幾つかに分かれてきますので、その辺のその全体の計画事業のその数で決められないと思いますが、絞っていくというような作業も一方で行われるのかなあと。ですから、どんどん盛り込まれるというよりも、どういう趣旨でその何といいますか、そのアイデアもさまざま、理念的なものから、より具体的な提言から、こういうものがあつたらいいなというようなものまで、さまざまあるので、そのためにこの対応整理をとりあえず、まずつくった上で、そこから検討していくという、起草部会では、この資料が出てくるまでしかできなかったということです。ですから、どこに盛り込まれるのかということ、今聞かれても、ちゃんと我々のレベルではすぐに返答はできない。だからどういうところに位置づけたらいいのかという考え方を、どんどん資料として出していただければ、検討次第では増えるということだと思います。

卯月会長　　ちょっと私、補足させていただいていいでしょうか。この骨子案の５７ページをご覧くださいませ。最終的な基本構想、基本計画、都市マスタープランのかなり重要な部分が、こういう形式で表現されることとなります。

先ほど申し上げたように、基本施策が例えばここに３本ございます。これ３本あがっています。この言葉が、あるいはこの表現が極めて重要なのではないかと考えています。ですから、何ていうんですかね、区民会議のご提言を受けて、どういう表現、例えば３本なら３本でいいんです。これを５本、６本にしようという、そういう議論ではなくてですね、この３本をどういう表現で工夫をすると、奥の深い、実際に実施計画という事業を考えるときに、新しいアイデア、区民の新しいアイデアを活かせるか、この基本施策の３本の表現をどんどん、どんどんこう練りに練って、いい表現にしていってほしい。数を増やすということではなく、質を、レベルを上げることだというふうに私は認識してるわけですね。ちょっと補足で申しわけない。じゃあ、藤乗さんのお話だったので、すみません。

藤乗委員　　私もそれは賛成です。ただね、この資料が今、来て、それで私も前回、ちょっと自分の用事で欠席しましたが、これで全部対応させていって、そういうふうにつき委員が今のようにおっしゃればいいんだけど、この資料の内容もまだ今把握し切れなかったのが失礼いたしました。このような、私は答えを求めていたので。

卯月会長　　いや、我々の表現がうまく伝わらなくて申し訳ありません。

藤乗委員　　いやいや、そうじゃありません。私の聞き方がまずかったと思うんですけど、意思が伝わらなかったと思いますけど、そういう回答を私はいただくと思ったわけです。ぜひ、ちょっと事務局の方からも指摘を受けましたので、わかりました。

卯月会長　　ありがとうございます。待ってください。さっきね、鎌田さんが先だったので、鎌田さんの次に三田さんお願いします。

鎌田委員　　すみません。鎌田です。また細かいことで申しわけないんですけど、私の第３分科会でいろいろ議論した中で、この提言書の中にある、これも第３分科会からの一つの意見なんですけど、この提言書の１０１ページに出ている「地域に住み続けられる住宅・住環境」、この問題について、この前も二つに分かれたときの卯月会長の方から住宅問題について、ある程度議論したんですけども、非常にしたりなかった部分もあるし、まだ十分でない部分もある。だから個人的にもまあ何か意見があるかというような話もあった中で、いろんなことを話をしたこともあるんですけども、このやはり、この住宅問題ですね。やっぱり戸建ての住宅に限らず、マンションとか、あるいはアパートとか、ビルと

か、そういうようなことについての基本的な問題が、この個別目標なり基本施策の中に入っていないような気がするんですけども、ちょっとその辺がよく私は理解できないんですけども、もしどこかにあるとするならば教えていただきたいと思うんですけども。

以上です。

卯月会長　　ちょっと話題が変わりましたが、私、グループに別れて、特にBの方では、もう少し新宿の住宅政策を充実した方がいいのではないかという見解で議論をさせていただいたんですが、最終的には 章の2の、「だれもがいきいきとくらし」、「くらし」という言葉が入って、その住宅及び住環境、住まいについて、 、 という形で入ったというふうに認識しております。

先ほどの藤乗さんの話と同じように、ちょっとこの表現では、何かあまり第3分科会からの提言、あるいは新しい住宅政策のイメージが作りにくいかもしれない。だとしたらもう少しこの表現を工夫し、その基本施策の表現を工夫するということはとりもなおさず、その を考えるということなんですよ。どんな実施計画事業が考えられるかという想像をしながら、この基本施策のタイトルを考えることなので、それ含めて起草部会、それから第3分科会にまた戻して、議論を提言していただければありがたいというふうに思っています。

三田委員　　話が戻るんですが、先ほど区民会議の提言の具体的な提言というものと、それから政策体系をすり合わせとして、十分いってないという議論の方に戻るんですが、卯月会長、成富部会長の方からもお話が出てましたように、ちらちらと実施計画の問題が非常に重要性を帯びてくるのです。これは当審議会の守備範囲では必ずしもないんですが、起草部会の場合でも、私も申し上げている。特に参考資料3で言えば、1ページ目のまさに文言は必ずしもよくないですね。1のところの参画と協働ですね。この部分というのは非常に重要性を持ってる。つまり実施計画という人、金、物がついてくるような、個別事業に反映してくるような政策体系、事業体系の中で区民会議が提言した区民の皆様の思いがどこまで実現するのかということ、だれがどういうふうに評価し、位置づけていくのかということが非常に重要性を持っていると思います。一番最初の1の のところの事例だとおっしゃってるわけですが、「区民参画による施策・事業のPDCAサイクルの確立」でございます。ですから実施計画を策定する段階で、区民会議の提言を踏まえた区民たちの思いがどう実現されていくのか、それはまだこれからの話で。この総合計画の実務的な部分で、担当していらっしゃるスタッフの中からは、必ずしも実施計画はその区民

参加で、いわゆる住民参加でやるとは、まだそこまで踏み切るかどうかは、これからの問題だと。ちょっと消極的なニュアンスの話もあれば、ある部分では、いやそれは前向きに公開して、参画という方向で考えたいという意見もあって、非常にまだ不明瞭な状況だと思います。ですからこういう過程では区民たち、ここに提言書をつくった区民たちのエネルギーというのはさらにそういった行政を監視し、参画し、自分たちの思いをこの区政に活かしていくような方向で、実施計画の策定、運用、評価の過程、やっぱり注視すべきだなというふうに思っています。

卯月会長　私も三田委員のご意見と全く同感です。それを基本構想審議会の中で、どこまで、希望を要望として書き込めるかということの瀬戸際が、この骨子案の一番最後のページに出ている「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」という形に、一応今集結しているわけです。いわゆる、この基本計画の趣旨、あるいは区民会議からの提言を活かして基本計画をつくったわけですので、これがきちっと実施計画、あるいは事業にこう活かされるものについては、もちろんここに参画された委員の方、それから区民会議にご参集いただいた、もう皆さんが興味を持っているわけです。ですから、このことのために何か考えなきゃいけないということで、このチェックによるしくみというのを書いたんです。しかし、ここには書くことにはかなり限界というんですかね、どこまで、どんなニュアンスで書くかということには、非常に今いろいろな我々に与えられた課題と、このずれが出てくるようなことはなかなか書きにくいわけですので、精いっぱいその実施計画をかなり目標にして、次のステップ、区民会議が今、どんな形で、どんなしくみの中で参画していくかということが多くの審議委員の方々の興味、興味というか、当然のことだと理解していますので、もしそういうことで、ここの表現が不足しているというようなご指摘がございましたら、ちょっとここに書くこともご提言いただいて、よろしいかと思っています。

すみません。さっき津吹委員でしたか。ごめんなさい。

津吹委員　津吹でございます。ちょっと細かいのところには皆さん注視しすぎちゃって、10年計画ですから、もっと、特に教育は、日々変わっていきますから、あまり細かいところに注視しないで、もうちょっと上辺だけのところで終わられてもいいんじゃないかなと。特に今、また最後に出ましたように、チェック機能が大事であって、言いつ放し、計画立てっ放しではなくて、それに対してどういう参画をして、どういう結果をもたらしていくのか、さらに行政に対して、こうしてほしいということだけではなくて、参画です

から、結果的に区民会議でやっていくのか、地区協議会でやっていくのか、わからないですけれども、その辺の末端に幅広くやっぱり理解を求めて、その方々がどう参画をしていたら、逆に言うと参画するということは責任も出てくるわけですから、その部分を明記していかないと、今ここは何となくやりましょう、やりましょう、何でもとりあえず多く入れてしまえば、まあすごく幅広くやりましょうということで、理解が得られるのかなと思うんですけども、じゃあそれに対して、じゃあ何の責任をとるの、今、政治の中で一番問題になっているのが、行政の中で一番問題になっているのが、やったことに対して責任をとる機関がない、機能がなし。そこが一番問題ですから、やっぱりこの計画の中でも、やはり立てたからには結果的にやっぱり責任をとっていかざるを得ない。そのしくみをつくっていくべきだと。となるとあまりちょっと細かいところまで、今議論してしまうと難しくなってしまうんじゃないかなというのが1点と、先ほど区民会議の提言書、当然ながらたたき台ということでは、この会議はあると思うんですけども、区民会議イコールこの基本構想になる、ということではなくて、これもまた我々として地区協議会に持ち帰って、地区協議会で、現場でやっている方々にも意見を求めて、具体的なものにしていきましようというふうに、私は理解しているものですから、要は区民会議の意見がそのまま基本構想になるのであれば、この提言書イコールそのまま一冊のもの、ということでもいいわけなんですけれども、そこでやっぱり現場というのか、地区協議会でも完全に一致するところでは多分ないと思うんですね。だからそこら辺をもうちょっと柔軟に地区協議会に持ち帰る。もっと現場の方々との意見交換したものを、もう一度、この場で議論させていただいた方が、もうちょっとより具体性があるんじゃないかなという気がします。

卯月会長　　ありがとうございました。はい、小宮委員。

小宮(徳)委員　参考資料3の「持続可能な都市と環境を創造するまち」ですが、先ほど委員の方、おっしゃられるように、非常にわかりやすくまとめていただいて、ここは第4分科会のところですので、ありがとうございました。実は持続可能という言葉が私たちの中でも、私もどっちかと言いますと、こういう言葉がみんなが同じイメージで、同じ委員としての言葉して、頭の中にぱっと入るといのは、すばらしいことだと思いますから、そういうことをすらすらと使っていくことは必要だと思います。私は使った方がいいと思いますが、実は「持続可能な都市」という言葉の、今度はこの骨子案の資料1の中の一番その前段の大切だと思われる基本理念、ここのところで、実はそのくりの中の中の3つ目に、「将来にわたって持続可能を社会を創っていく」というような部分があり

ます。それで、私は会長がおっしゃったように、お子さんのことだとか、あるいは地球温暖化への取組みだとかという、そういうことが含まれているということは理解できるんですが、例えばその経済、新宿区というのは、産業とか、商業とか素晴らしいところがあって、経済的視点はどうかというと、もともと、持続可能というのは、経済の開発と社会の開発と環境保全、これを3つで一緒にやっていきたいと思いますというのが、もともとの発想のはずなんです。そういう意味では、ここのところを括弧でくくっちゃうと、「持続可能な社会を創っていきます」というのが、ちょっとわかりづらいかなあというか、この理念の言葉のところで少しく話すのであれば、持続可能な社会というのをもう少し先ほど、お子さんの話だとか、ライフスタイルをうたった方がいいかなと思います。

卯月会長　私も同感です。

沢田委員　前にグループで別れて議論したときに出てた意見で、私もそうだなあと思って聞いていたのが、福祉という言葉がないんじゃないかというご意見があったと思うんですね。

私も一生懸命きょう探していたんですけども、基本施策の中に、一個ぐらいちょっとあるかなというぐらいなんです。できればその基本理念、この骨子案で2ページの基本理念とか、それから5ページのところには、基本目標の下にこう文書がくっついてますよね。そういうところに入れていただきたいなと思うんですが、現行計画ですと、割とこう福祉のまちづくりとかいう言い方をよくしてるんですね。ですから、そういうところの表現を別に今もそれが大きく変わっているわけではないと思いますので、そういうことに入れていただきたいというのが一つと、それから大きいところからいきますけども、基本目標の言葉の問題が時々議論されているんですけども、「まちの記憶」というのが、やっぱり残したというお話だったんですが、その下の個別目標のところには「歴史と自然を継承した美しいまち」とありますね、であれば「歴史と自然を活かした美しい新宿を創造するまち」というふうにいったら、それは意味が違ってくるんでしょうかね。「まちの記憶」というふうに言わなくても、「歴史と自然」というような言葉を使えば、わかりやすく、個別目標に合う言葉になっているんだけだなというふうに思いました。

それで文化はね、章にもあるんですけどね、「ひと、まち、文化」というのはね。ただこの施策体系的に言えば、そういう感じになってるんです。まあ文化も入れてもいいんですけどもということであれば、文化もまた歴史とかで、また出てくるのかなとも思うんですけども。ここが一つ思いました。



それから個別目標のところでは、どっかに私 章のところの個別目標2のところ「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」とあるんですけども、これ「都市を支える」というのはどういう意味で、それがついたんでしょうか。単純に「豊かな水とみどりを創造するまち」ということの方がすっきりする気がするんですが。水とみどりは都市を支えるためのものなのかな、という疑問がちょっとわきましたので、その表現はどののかなと思います。それからさっきの 印を私も別にたくさん増やせば増やすだけと言ってるわけじゃなくって、皆さんの思いが、この中でちょっと読み取れないんだったらば、じゃあこの文章をこういう表現に変えてくれとか、そういうことも含めて、意見をたくさん出してもらえようという、そういう意味の確認をしたかったので、多分これが区民会議の皆さんとか、地区協議会の皆さんもどういうふうに言っているのかわからないんじゃないかなあというふうに、ちょっと私も思ったもんですから、そういう意見を先ほど言わせていただきました。

成富会長代理 すみません。ちょっとお答えというわけじゃないんですけど、一つは福祉という言葉がないじゃないかと。確かにご指摘を受けた上で、それを入れる努力をしなかったのかなというのがありますね。一つは福祉がおろそかになっているということではなくて、あまり法律名称なので使わなくなっちゃってるということがありまして、例えばサービスとかですね、介護保険サービスとか、それ介護サービスとか言っちゃいます。それから障害者でも、障害者自立支援法とか、障害者福祉法とかという言葉ではない法律で、いろんなその実際の福祉の内容のサービスに関するものは提供されるようになっておりまして、ある意味、サービスというような言葉で言いかえられているところが、かなりあるんですね。ですから個別の言葉として、福祉という言葉が出てきてない、出てこなくなっちゃってると。ただ福祉という視点で考えると、理念、視点で考えると、理念的な意味もありますので、入れるべきじゃないかというご意見は、僕も共感する部分がありますので、ちょっと検討させていただければと思います。

卯月会長 ちょっと時間が、じゃあお答えしないで聞くだけ聞きましょうか。じゃあ古沢委員と。ちょっとじゃあ意見のある方、全員手を挙げていただけますか。その方に限らせていただきますので。古沢委員、野尻委員、安田委員、あと津吹委員に、山下委員、高野委員、その6人です。すみません。

古沢委員 二つあるんですが、一つは今、成富委員のおっしゃった福祉、現在の基本構想では福祉社会云々とか、総合的福祉という言葉ですね。きちんと述べられて、何とか

沢田委員、成富委員が今おっしゃったような方向で、基本目標の説明と、あるいは「めざすまちの姿」、「基本理念」、そういったところに入れていただきたいと思います。

もう一つはちょっと「区政運営の姿勢」のことについて、後の方にした方がいいですか。

卯月会長　　せっかくの機会ですので。

古沢委員　　ああそうですか。「区政運営の基本姿勢」、この7ページ以下に書いてございますが、その背景について、どうもなんかちょっと足りないなあというのが何となく感じたんですが、前に区政の役割、責任というようなキーワードをちょっと申し上げたことがございます。区政の基本的な、何て言いますかね、役割、責任というもの、つまりいろんな、区がやらなければならない公共サービスがございますね。それを個人で、あるいは地域で支えられない、そういう部分は、区がきちんと支えていきますよと、何ていう言葉で申し上げたらいいんですか、自助、共助、公助という言葉がありますから、公助を確保していくというようなことを、何かそういうのをきちんと出していただく必要があるんじゃないかなあという気がします。その際に、協働と参画に位置づけて、いろんな多様な担い手に置き換えて、自助、共助しながらというようなことを、まとめてもいいのかなあというような気もしますが、やるべき公助はきちんとやりますと、こういう姿勢はどこかうたわなきゃいけないのかなというのが、私の考えなんですよ。よろしく願います。

卯月会長　　野尻委員。

野尻委員　　「めざすまちの姿」で、「やすらぎとにぎわい」ということになると、会長がおっしゃるのは、にぎわいというのは、「日本一の交流都市新宿の魅力を一層高め、最先端の文化を生み出し世界に発信する賑わい豊かなまち」ということになります。

そういたしますと、今後ですね、もう世界中から新宿に文化を求めてくると申しますか、さらにその仕事だけではなく、いろいろな方が入ってきてくださっていることが想像できます。そういった人とも、現在1割の、まあ3万人ですね。2割、3割はどうでしょうかね。そういう時のために、やはりここは外国人との共生については個別目標として、きちんと整備いたしまして、次の世代に誇れるまちとして捉えていくという必要があるかと思えます。よろしく願います。

卯月会長　　安田委員。

安田委員　　先ほどの福祉の問題ですけれども、言葉の問題の中で、社会保障全体の3本柱というのは、年金、医療、福祉だと私は今でも思っています。ところが最近、行政なり、政治の議論の場でも意外に福祉という部分じゃなくて、介護という表現がだんだん出てき

てるんだと思うんですね。その中の一つにサービスという、先ほど説明ありましたけれども、私はあくまでも三本柱は福祉という一つの言葉でいくべきだろうと。そういう中で、医療と介護は、ではどの辺の位置になるかという、医療と福祉の間にあるわけですね。福祉にもかかわるけど、医療にもかかわるんです。ですから、介護というものが、最近重要だというんで、その間の中で、これがクローズアップされているだけであって、社会保障の3本柱は言葉としてはそんな変わるべきもんじゃないと、私は理解してますので、福祉の部分も、もう少し出してもいいんじゃないかというふうに私は思うんです。

卯月会長　　津吹委員、どうぞ。

津吹委員　　今までの議論をお聞きして、よけい『新宿力』という言葉がわかりづらくなってきたもんですから、この『新宿力』を抜かして、この「めざすまちの姿」の「やすらぎとにぎわいのまち」を基本理念の3番目に持って行って、子育て、教育というものをやっぱりもっと大々的にというのか、より具体的にわかるような形で示したいと思うので、「めざすまちの姿」の方に「次の世代が夢と希望をもてるまちづくり」ということで、もうちょっとその子どもたちをクローズアップをしたものを、ひとつメインに置きたいなというご提案でございます。お願いします。

卯月会長　　山下さん。

山下委員　　どうしても、ちょっとこれ持ち帰りというか、せざるを得ないのですが、先ほどの基本施策のところの、まあ頭のところはいいと思うんですけど、のところ、これの意味合いなんですけども、先ほど来、ちょっとご説明になっているのは、来年中に検討される実施計画の方につなげる、それもある意味では、くくるような格好の表現でここに　として入れておくのか、例えばその具体的に今、区民会議とか、いろいろなところで提言されていることを、例え、かくかくしかじか、例えば、これこれをいたします、あれしますとかって、そういう表現で入ってくるんですか、どっちかな。どういうふうに。

卯月会長　　現実的には両方。

山下委員　　ということは、具体的にこう盛り込もうという意識が強い、まあ我々にとっては、やっぱり　がどうしてもふえてしまう方向になるのかなと思ってですね。それはこの基本構想もという意味の、その体裁も含めてですけれども、それはどの辺をこうイメージしたらいいのか。

卯月会長　　先ほど来、それについては多くの委員の方からご指摘がありましたので、次回の14日の審議会のときには、当然、区民会議の方々に、これをどんなふうに読んで、

どんなふうに再提案してほしいのかという、こちら側からのメッセージをちょっと整理をしましょう。各分科会でばらばらになっちゃうと、後でこちらもきっと困ると思いますので、我々もきちっとまだこういう文章をつくっていませんので、基本施策って何なんだ、このは何なんだ、このあとの実施計画事業に対しては、どんな考え方があるのかをちょっと整理をして、次回の14日に出したいと思います。すみません。

卯月会長 はい、高野委員、どうぞ。

高野委員 高野です。今お話二つ出ちゃいましたので、今、山下さんが言った、津吹さんが言った、最後にさっき沢田委員の方から、福祉という言葉がないというので、特にこの中で福祉じゃないかなとのおうのが、4ページ目の2のところ、このところが高齢者とか、障害者とか、安定した居住、そういう状況とか、その辺のところから、今考えると、この辺が福祉なのかなあという感じがありますね。そうすると4のところ、「外国人と日本人がともにくらす」ということが、福祉なんだろうかということを見ると、これやっぱり、ちょっとそぐわないのかなあということ、きょうよく確認できたと思います。以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

それではちょっと時間になりましたので、終了いたしますが、12月14日に骨子案を最終決定いたします。ただ、きょうも時間が限られておりましたし、机上配付ということでございましたので、お持ち帰りいただいて、ご意見等がございましたら、まことに申し訳ありませんが、今週の金曜日、12月8日までに、事務局にご意見等、お寄せいただければ、14日出す資料に反映させるべく、事務局と私の方で議論をしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それからもう一つ、事務局のミスがあったということで、最後お話しします。この骨子案の3ページをちょっとお開けいただけますでしょうか。「めざすまちの姿」の説明文が下に四角の3つございます。この最後の、「わたしたち」という表記は、前の資料の説明文を消すのを忘れてしまったようでありまして、今の「めざすまちの姿」とは何ら関係ございませんので、3つ目の段落を消していただきたいと思います。上二つだけ残るという意味です。申しわけありません。

それでは、本日いただきました意見、それから8日までにいただきました意見を私の方で整理をさせていただき、14日に骨子案としてまたお出ししたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

次回は、第12回審議会、12月14日、午後1時半から4時までの予定でございます。  
場所はここの5階大会議室で開催いたします。開催通知は改めてお送りいたしますので、  
ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、第11回基本構想審議会を閉会いたします。

長時間にわたり、ご審議どうもありがとうございました。